

取引所（現物）サービスの重要事項説明書 （兼 契約締結前交付書面）

取引所（現物）サービスにおける取引をされるに当たっては、本説明書及び「GMOコインサービスの重要事項説明書」の内容を十分に読んでご理解ください。

また、お客様は、取引所（現物）サービスにおける取引を行う上で、本説明書のほか、当社の約款、取引ルール等に拘束されますので、あらかじめよくお読みいただき、ご理解、ご同意の上で取引を行ってください。

取引所（現物）サービスにおける取引は、取引対象である暗号資産の価格の変動により損失が生じることがあります。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

1. 取引所（現物）サービスの内容

- (1) 取引所（現物）サービスは、「競争売買の原則」に基づいて決定されるレートに従って、お客様同士の間で暗号資産の売買を行うサービスです。なお、「競争売買の原則」とは、価格優先の原則（売り注文については最も低い取引価格の注文が、買い注文については最も高い取引価格の注文が、また、取引価格を指定する「指値注文」及び「逆指値注文」よりも取引価格を指定しない「成行注文」が優先する方式）と、時間優先の原則（同じ取引価格の売買注文がある場合には、時間的に先に発注された注文が優先する方式）をあわせたものをいいます。
- (2) 当社は、取引の流動性を高めることを目的として、マーケットメイカーとして、取引所（現物）サービスに係る取引に参加することがあります。この場合には、お客様と当社との間で暗号資産の売買に係る取引が成立することになります。当社がマーケットメイカーとして取引に参加する場合には、かかる取引において当社とお客様との間で利益相反が生ずるおそれがありますが、他取引所等の実勢価格（参照レート）を通じて、適正な価格を提示し、お客様との利益相反を防止するよう努めております。

2. 取り扱う暗号資産の概要

取引所(現物)サービスにおいて当社が取り扱う暗号資産は、次のとおりです。

- ・ビットコイン(暗号資産) / 日本円
- ・イーサリアム(暗号資産) / 日本円
- ・ビットコインキャッシュ(暗号資産) / 日本円
- ・ライトコイン(暗号資産) / 日本円
- ・リップル(暗号資産) / 日本円

(次ページへ続く)

3. 取引単位

取引単位（最小注文数量）は、下表の通りです。

銘柄	取引単位・最小注文数量
ビットコイン	0.0001 BTC
イーサリアム	0.01 ETH
ビットコインキャッシュ	0.01 BCH
ライトコイン	0.1 LTC
リップル	1 XRP

4. 上限数量

最大注文数量は、下表の通りです。

銘柄	最大注文数量
ビットコイン	25 BTC
イーサリアム	300 ETH
ビットコインキャッシュ	300 BCH
ライトコイン	500 LTC
リップル	300,000 XRP

5. 取引の成立等の報告

注文をした取引所（現物）サービスにおける取引が成立したときは、当社は、成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。また、当社は、取引状況をご確認いただくため、当社所定の報告対象期間ごとに、当社の商号及び登録番号ほか、お客様から受領した金銭の額又は暗号資産の数量、受領年月日、成立した都度の取引の内容、お客様の報告対象期間において報告対象期間の末日における金銭の額又は暗号資産の数量等を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

これらの報告書は、当社所定の期間が経過するまで、取引画面上においてファイルをお客様の閲覧に供する方法により交付されます。

これらの報告書の内容は、必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会ください。

6. 手数料一覧

取引手数料	・ Maker : -0.01% ・ Taker : 0.05%
入金手数料	無料 (振込手数料は、別途お客様のご負担となります。)
出金手数料	無料
暗号資産 受入手数料	無料 (マイナーに支払う報酬は、別途お客様のご負担となります。)
暗号資産 払出手数料	無料

当社の概要について

商号等 GMOコイン株式会社
本店所在地 〒150-0043
 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
電話番号 050-3205-0808
設立年月日 平成28年10月11日

苦情受付について

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。
受付時間：平日9時～17時（臨時メンテナンス時間を除きます。）
窓 口：お客様相談窓口
受付方法：電話

以上